

京都議定書の目標と森林吸収源対策の必要性

地球温暖化対策推進大綱における分野別削減目標

全体	- 6.0%
1. エネルギー起源二酸化炭素	+ 0.0%
2. 非エネルギー起源 CO ₂ 、メタン、一酸化二窒素	- 0.5%
3. 革新的技術開発および国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進	- 2.0%
4. 代替フロン等3ガス (HFC, PFC, SF6)	+ 2.0%
5. 吸収量の確保	- 3.9%

※ このほか京都メカニズム等による削減を見込んでいる。

京都議定書での森林吸収の考え方

- 新規植林：1990年より前に森林でなかった土地に植林

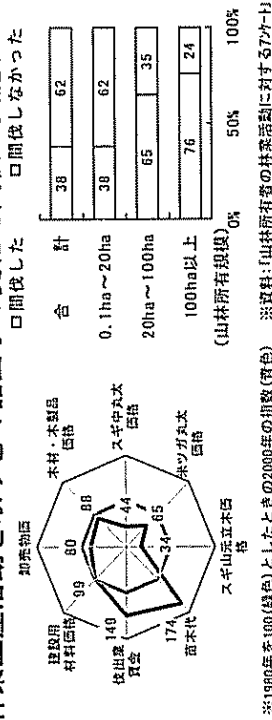
1990年	2012年
- 再植林：1990年の時点で森林でなかった土地に再植林

1990年	2012年
- 森林経営：持続可能な方法で森林の多様な機能を十分に発揮するための一連の作業

1990年	2012年

森林・林業対策の強力な展開が必要

林業生産活動を取り巻く諸因子の変化と間伐の実施状況



現状では吸収量の目標を大幅に下回る恐れ

【地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策】

- 健全な森林の整備**
 - ① 間伐の積極的な推進、森林の複層林化
 - ② 多様な森林づくりと緑のネットワーク化
- 保安林等の適切な管理・保全**
 - ① 伐採規制などによる森林の公益的機能の発揮の確保
 - ② 保安林等を対象とした治山対策の推進
 - ③ 松くい虫など森林病害虫の適切な防除の推進
- 木材・木質バイオマス利用の推進**
 - ① 地域材の利用促進
 - ② バイオマスエネルギー利用施設等の整備の推進
- 国民参加の森林づくり**
 - ① 多様な主体の参加と連携による森林づくり
 - ② 森林環境教育の積極的な推進
- 吸収量の報告・検証体制の強化**
 - ① 森林の二酸化炭素吸収量の科学的な証明
 - ② 地図情報を利用できる森林GISの導入促進
 - ③ 森林資源情報のデータベース化の推進

地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の枠組み

H14 (2002) ~ H16 (2004)

<第1ステップ>
H14~ 可能な対策は直ちに実施
H16 対策の評価・見直し

H17 (2005) ~ H19 (2007)

<第2ステップ>
H17~ 所要の追加的対策の実施 (注)
H19 対策の評価・見直し

H20 (2008) ~ H24 (2012)

<第3ステップ・第一約束期間>
H20~ 所要の追加的対策の実施
H20~H24 6%削減の達成、報告

地球温暖化対策推進大綱

[排出削減 6%の確保]

(注) 中環帯地球温暖化対策税制専門委員会報告「温暖化対策税制の具体的な制度の案」において、
「2004年の評価・見直しの結果、必要とされた場合には、2005年以降早期に温暖化対策税を導入すべき」とされ、
「2004年の評価・見直し」として「吸収源対策となる森林の保全・整備」を提示。

森林吸収源10カ年対策

[吸収量 3.9%の確保]

第一約束期間における森林吸収量3.9%を達成するためには、国内森林の7割(1750万ha)について、吸収量算入の要件である「適切な森林経営」を実施し、持続可能な形で森林蓄積の増加1300万炭素トン相当を確保する必要がある

- ・育成林においては、森林・林業基本計画の目標達成に必要な適切な森林整備を展開する必要がある
- ・保安林等においては、適切な管理・保全を実施することが必要
- ・併せて、木材の利用、国民参加の森林づくり、報告・検証体制の強化を推進

現状程度の整備水準では吸収量は3.9%を大幅に下回ることから、コスト縮減に取り組みなど効果的かつ効果的な整備を推進しつつ、労働力確保や木材利用の促進との関係も踏まえ、当面、即座に着手すべき推進体制の確立等を優先し、10年間にわたる、節目節目に対策の内容を見直すことも含めて、着実な推進に努力

○育成林約1160万ha、天然生保安林等約590万haについて、森林・林業基本計画の目標達成に必要な、適切な森林整備、保全管理を推進

<第1ステップ>

H15~
推進体制の整備

H16 対策の評価・見直し

- H15:
- ・林野公共事業の強化を図りつつ、重点化・効率化
 - ・雇用対策と連携した労働力の育成・確保
 - ・木質バイオマス利用施設の整備
 - ・吸収量の報告・検証体制の整備
 - ・関係府省との連携強化
 - 等を通じて、最大限の効果を確保
- H16:
- ・温暖化対策全体と合せ、対策の評価・見直し

<第2ステップ>

H17~

必要な追加的対策を含め所要の水準を確保

H19 対策の評価・見直し

- H17~:
- ・第1ステップの進捗状況を踏まえ、必要な追加的対策(温暖化対策税制の検討・導入等)を含め、森林整備の強化を図る
- H19:
- ・条約事務局による検証・報告体制の審査
 - ・温暖化対策全体と合せ、対策の評価・見直し

<第3ステップ・第一約束期間>

H20~

森林整備・保全等の着実な推進

H20~H24 3.9%吸収の達成、報告

H20~
温暖化対策全体の評価・見直しに合わせ、10カ年対策についても進捗状況等の評価に基づく見直し

3.9%吸収量を達成し、毎年報告

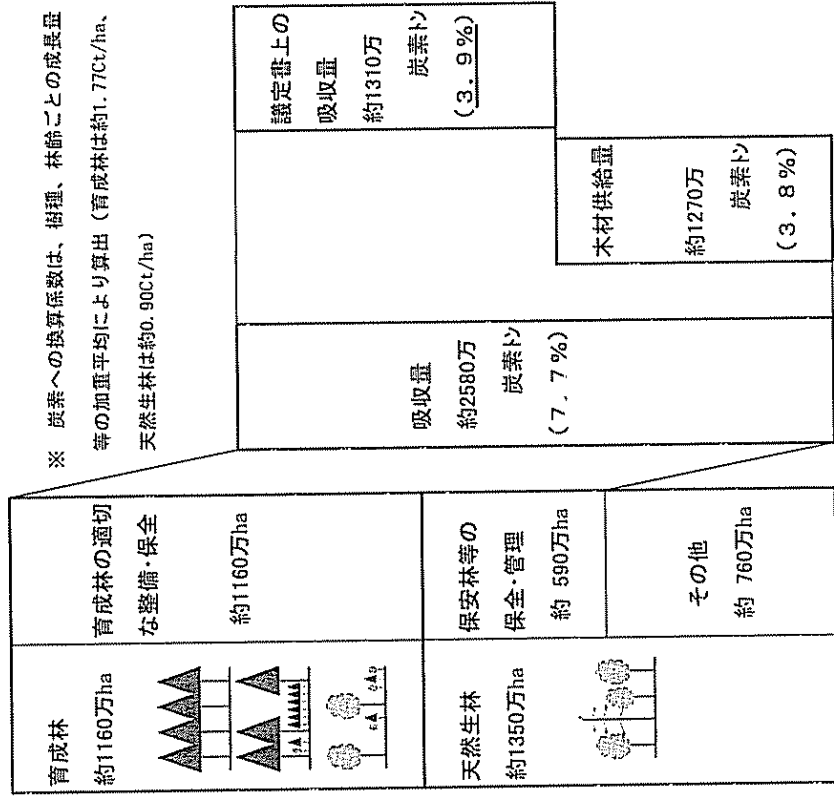
吸収量確保の見通しについて

森林・林業基本計画の目標を達成した場合の吸収量確保の見通し

2010年

吸収量算定対象

約1750万ha

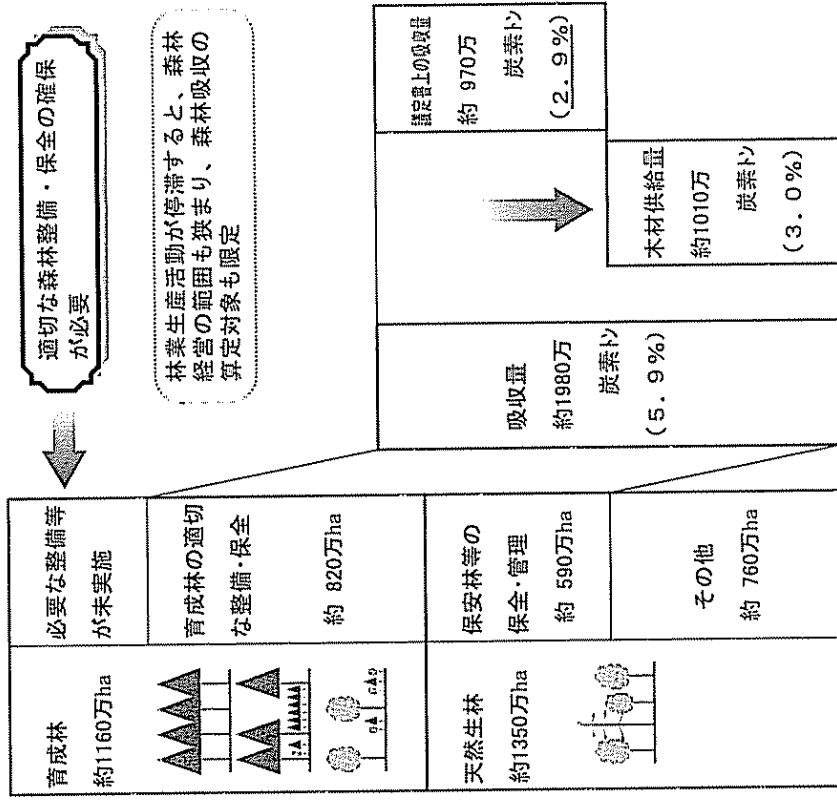


現状(平成10年~12年)ペースで推移した場合の吸収量確保の見通し

2010年

吸収量算定対象

約1410万ha



※ 保安林等の森林は十全に保全・管理がなされているものと想定

森林吸収源10カ年対策の進捗状況

温暖化大綱の見直し

[現行の枠組]

全体 6.0%
森林吸収 3.9%

現状：H10～H14の事業実績に基づく吸収量を評価中

[スケジュール]

H16. 3～ 大綱見直しに向けた検討
H16. 6 林政審議会等の意見を踏まえた今後の対応策のとりまとめ
～H17. 3 改定地球温暖化対策推進大綱の決定

森林吸収源10カ年対策

第1ステップの主な取組と成果等

- 「森林吸収源対策推進プラン」の策定
- 緊急間伐5カ年対策の推進(H12～H16)
- 長期育成循環事業の推進
- 緑の雇用担い手育成対策事業の創出
- 森林法改正(案)による事業の確保(要間伐森林制度の改善)等

健全な森林の整備

保安林等の適切な管理・保全等の推進

- 保安林の計画的な指定
- 森林法改正(案)による保安林機能の確保(特定保安林制度の恒久化)
- 流域特性に応じた治山施設の整備等

木材・木質バイオマス利用の推進

- 新流通・加工システムの創設
- 木質バイオマスエネルギー利用施設の整備等

国民参加の森林づくり等の推進

- 森林法改正(案)による多様な主体の参加による里山林等の整備・保全・利用の促進
- 森林ボランティア指導者の育成、地域ネットワークの構築、活動フィールドの拡大等

吸収量の報告・検証体制の強化

- 森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策に着手(H15～H18)
- 国有林及び都道府県への森林GISの導入推進等

- 重点区域の取組プラン策定
全国477箇所(H15)
- 緊急間伐目標の達成
30万ha/年(従来の1.5倍)
- 緑の雇用の研修者数(見込み)
約2,400人/年(H15)

- 保安林の面積
905万ha(H13末)→920万ha(H14末)
- 山地災害危険地区(約23万箇所)の着手率 44%(H14年度末)

- 地域材の流通・加工システムの改革(全国5地域で着手)
- 木質資源利用ポイラー施設157基(H11)→324基(H15)

- 森林ボランティア団体数
277団体(H9)→1,165団体(H15)
- 森の子くらぶ活動参加者数
18万人(H12)→25万人(H14)

○ 森林GISの導入都道府県
34都道府県

今後の取り組むべき主な課題

- 要間伐森林や路網が未整備な箇所、間伐強度が不十分な箇所など間伐が必要な森林の解消(6～7齢級の人工林の4割は間伐が10年間未実施)
- 間伐材の利用率の向上(現状では4～5割程度)
- 森林・林業基本計画の目標(H22 140万ha、年平均50千ha)達成に向けた複層林等の取組の推進等

- 第1約束期間(2008～2012年)に向け、保安林の計画的な指定(目標:H30末1,245万ha)と、天然生林を含む全ての保安林の保全・管理体制の推進
- 山地災害危険地区の整備(基大な被害が予想される集落約4,000集落(H15))
- 荒廃森林の再生等が必要な水源地の整備(約1,500地域(H15))等

- 森林・林業基本計画の目標(H22 25百万m3)達成に向けた地域材利用の一層の拡大(現状:約17百万m3(H15見込み))
- 「新流通・加工システム」の確立、「顔の見える木材での家づくり」の推進、木質バイオマスの利用拡大等

- 地球温暖化防止に向けた森林づくりの意識の醸成
- 環境教育推進法に基づく森林環境教育の取組の強化(森の子くらぶ参加者数:目標36万人(H17))等

- 平成18年度までに、国際ルールや既存の国内制度と調和した森林経営によるCO2の算定・報告手法の確立、森林GISの導入等

地球温暖化防止森林吸収源 10カ年対策 レビュー

10カ年対策の内容	第1ステップにおける取組と成果	今後の課題
<p>ア 健全な森林の整備 各地域において地方公共団体、林業関係者、NPO等幅広い関係者が参画して、管理不十分な森林の整備を着実かつ効率的に実施するための行動計画を作成し、育成複層林施業、長伐期施業等による多様な森林整備や生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保し自然生態系の再生が図られるような取組を推進する。</p>	<p>○ 各都道府県において、管理不十分な森林等を対象に「森林吸収源対策推進プラン」を策定し、モデル的に重点区域における森林の適正な管理方を検討(H15) ・全国47箇所(見込み)で重点区域における取組プラン作成</p>	<p>○ プランに基づく事業の着実な推進</p>
<p>① 各地域における行動計画の作成を通じた円滑な対策の推進</p>	<p>○ 緊急間伐5カ年対策の推進(H12~16) ・ 毎年度30万ha(民有林)の間伐目標を達成(従来の1.5倍) ・ 地方自治体等においても間伐に対する意識が向上 ・ 間伐材の利用に向けた全庁的な取組の進展</p>	<p>○ 要間伐森林や路網が未整備な箇所、間伐強度が十分でない箇所など間伐の必要な森林が多数存在(6~7齢級の人工林の4割は間伐が10年間未実施) ○ 間伐材の利用は不十分な状況(間伐材の利用率 4~5割程度) ○ 民有林と国有林が連携した間伐等の取組 ○ 要間伐森林制度の適切な運用の確保</p>
<p>② 必要な間伐の実施、花粉発生抑制にも資する抜き伐り等の推進</p>	<p>○ 森林法改正(案)により、要間伐森林における協議勧告に施業の委託を追加し、間伐の実施を推進(H16) ○ 雄花着花量に着目した抜き伐り等の推進(H14~18)</p>	<p>○ より効果の高い技術の普及が必要 ○ 基本計画の目標達成に向けた複層林化の推進(基本計画目標 H12 90万ha → H22 140万ha)</p>
<p>③ 育成複層林施業、長伐期施業等を通じて、CO2を長期にわたって固定しうる森林づくりの推進</p>	<p>○ 機能増進保育及び長期育成循環施業の補助対象を拡充し、長伐期林、複層林への誘導促進(H15~16) ○ 複層林型保安林整備推進事業を創設し、複層林への誘導・造成を促進(H15) ○ 森林法改正により、保安林における複層林施業に必要な抜き伐り等の規制を緩和(H15)</p>	<p>○ 生物多様性の保全や景観等に配慮した広葉樹施業の一層の推進 ・ 広葉樹林面積 999万ha(42.5%) (H14.3) ・ 針広混交林面積 216万ha(9.2%) (H14.3)</p>
<p>④ 広葉樹林の適切な整備や針広混交林化の推進</p>	<p>○ 国有林において、天然力を活用した針広混交林化の促進(H15) ○ 広葉樹の特性に合わせた除・間伐の対策誘導の引き上げ(H15) ○ 水源林造成事業において、針広混交林等の造成を推進(H15)</p>	<p>○ 未立木地、耕作放棄地等の解消 〔造林未済地面積 26千ha(H15) 耕作放棄地面積 210千ha(H12)〕</p>
<p>⑤ 奥地水源林等における未立木地の解消、荒廃した里山林等の再生や耕作放棄地等への植林、保育等の推進</p>	<p>○ 森林法改正(案)により、森林所有者等とNPO法人等が締結する新たな施業実施協定を創設し、多様な主体の参加による里山林等の整備を促進(H16) ○ 里山林の再生、整備、利用を進める里山林再生総合対策を推進(H16)</p>	<p>○ 「林野公共事業コスト構造改革プログラム」に基づく事業コストの削減 ・ H15→H19までに15%の総合的なコスト削減 ○ 機械化の推進、路網作設等による作業システムの一層の効率化が必要</p>
<p>⑥ 効果的な路網の組合せ等による低コスト化、自然環境の保全に配慮した路網の整備</p>	<p>○ 林道の種類に「森林施業道」を追加し、効率的な路網の整備を推進(H15) ○ 既設作業道等の既存ストックの活用や森林管理道と森林施業道を一体的に整備することにより低コストな路網整備を促進(H16)</p>	

<p>⑦ 意欲ある担い手への施業・経営の委託等の推進、公的主体による整備の推進</p>	<p>○ 森林法改正(案)による特定保安林、要整備森林の指定、施業の委託等によるその整備の推進及び特定保安林を対象とする治山施設の整備と一体的な本数調整伐等森林の整備の実施(H16)</p> <p>○ 林業経営基盤強化法により、施業・経営の集約化を促進 ・森林所有権の移転のあっせん実績 1件 19ha (H14末現在)</p> <p>○ 地域森林管理体制整備モデル事業による施業の団地化・受委託の促進 ・実施箇所数 15箇所 (H15年度)</p> <p>○ 公的な森林整備を推進するため特別交付税を措置(H15～) ・15府県及び48市町村で活用(H15)</p>	<p>○ 水土保全機能の低下した森林の解消</p> <p>○ 施業の委託や治山事業等による森林の整備が急務な状況</p> <p>○ 施業・経営の集約化の推進</p> <p>○ 地方自治体における活用の促進</p>
<p>⑧ 森林整備を担う基幹的な森林・林業の担い手を各地域において育成・確保する取組(緑の雇用)の推進</p>	<p>○ 緑の雇用担い手育成対策事業の創設による基幹的な林業就業者の確保・育成 ・「緑の雇用担い手育成対策事業」による研修者数見込み 約2,400人/年 (H15)</p>	<p>○ 「緑の雇用担い手育成対策事業」による研修生の定着</p>

10 方針策の内容	第1ステップにおける取組及び成果	今後の課題
<p>イ 保安林等の適切な管理・保全等の推進 森林の荒廃を防止するため、治山施設の効率的かつ効果的な整備に取り組むとともに、保安林制度の適切な運用により保安林の保全対策の適切な実施等を進める。</p>	<p>○ 保安林整備計画に基づく保安林の計画的な指定 ・保安林指定面積 905万ha (H14.4) → 920万ha (H15.4)</p> <p>○ 保護林の設定・保全管理の推進 ・保護林の設定箇所数 821箇所 (H14.4) → 824箇所 (H15.4)</p> <p>○ 緑の回廊の指定・保全管理の推進 (H12) ・緑の回廊の指定地区数 13箇所 (H14.4) → 17箇所 (H15.4)</p> <p>○ 国有林野内の天然生林の適切な保護管理やNPO等と連携した自然植生の保全・回復対策 (H15) ・NPO等と連携した自然植生の保全・回復対策をH15年度に27箇所を実施</p>	<p>○ 第1約束期間 (2008～2012年) に向け、保安林の計画的な指定 (目標: H30末 1,245万ha) とともに、天然生林を含む保安林の全てが十全に保全・管理されていることが必要</p>
<p>② 流域の特性に応じた治山施設の整備推進</p>	<p>○ 奥地水源地域の荒廃地等の復旧を簡易かつ効率的に行う奥地保安林保全対策7丁ル事業を創設 (H15)</p> <p>○ 荒廃地の復旧・整備等を行う直轄治山、復旧治山等事業の重点的実施 (H16)</p> <p>○ 森林法改正 (案) に併せ、特定保安林を対象に治山施設の整備と本数調整伐等森林の整備を一体的に実施 (H16)</p>	<p>○ 激甚な山地災害の多発、山地災害危険地区の整備の遅れ ・山地災害の発生箇所 約14,000箇所 (H11～15) ・山地災害危険地区 (約23万箇所) の着手率 44% (H14年度末) ・甚大な被害が予想される集落数 4,000集落 (H15)</p> <p>○ 異常小雨の発生が増加傾向にある中、生活用水の使用量は増大 ・水源かん養機能の確保上、荒廃森林の再生等が必要な水源地域 約1,500地域 (H15)</p> <p>○ 荒廃等から森林吸収源としての位置付けが困難な保安林が増加するおそれ</p> <p>○ 「林野公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき事業コストの縮減 ・H15→H19までに15%の総合的なコスト縮減</p>
<p>③ 森林病害虫等の適切な防除の推進</p>	<p>○ 森林病害虫等防除事業の拡充・推進 (H15)</p> <p>○ 本数調整伐と一体的に森林病害虫防止対策を実施 (H15)</p>	<p>○ 寒冷地域に拡大する松くい虫被害の防止 等</p>
<p>④ 自然公園に指定された優れた自然の風景地を構成する森林等の適切な保全管理の推進</p>	<p>○ 森林被害の把握、防止のための森林保全推進員の養成、地域住民、森林所有者等の参加による保全管理体制の整備を実施</p> <p>○ 自然公園等に指定されている国有林における保全巡視活動の強化</p>	<p>○ ポラテンティア等の多様な主体の参加が必要</p>

10年対策の内容	第1ステップにおける取組及び成果	今後の課題
<p>ウ 木材・木質バイオマス利用の推進 木材利用に関する国民への普及啓発、木材産業の構造改革等を通じた住宅や公共部門等への木材の利用拡大、木質資源利用の多角化を進める。</p>	<p>① 木材利用の意義に関する国民への普及啓発の推進</p> <p>② 木材を低コストで安定的に供給しうる体制の構築、住宅や公共部門等における木材利用の促進</p>	<p>○ 森林・林業基本計画の目標（H22 25百万m3）の達成に向け、供給体制の整備や需要拡大等による利用量の拡大木材の利用量 H15 約17百万m3（見込み）</p> <p>○ 木材利用の意義について、より一層の普及啓発</p> <p>○ 公共施設の木造化の一層の推進</p> <p>○ 地域材利用関係者の連携強化、消費者等に対する普及啓発</p> <p>○ 乾燥施設の整備等による乾燥材の生産割合の向上</p> <p>○ 地域材の新しい流通・加工システムの確立</p> <p>○ 行動計画目標の達成と取組の拡大</p> <p>○ 国有林、民有林連携の下で、中国への輸出を含め、成長しつつあるスギ人工林資源の新たな市場の開拓</p> <p>○ 産地、樹種、加工内容等を製品に表示する制度の具体化</p>
<p>③ 環境に配慮した木材の新たなマーケットに対応するための流通システムの確立等により消費者への情報提供の積極的な推進</p>	<p>○ 木の良さを国民への普及啓発を実施</p> <p>○ 展示効果が高い公共施設の地域材による整備を推進</p> <p>○ 住宅セミナーやシンポジウムの開催、「顔の見える木材での家づくり」等による地域材利用の推進</p> <p>・「顔の見える木材での家づくり」への取組団体 152団体（H15）</p> <p>・大工・工務店等に対する地域材利用技術の講習会の実施（20県）</p> <p>○ 地域材の品質の向上等を図るため木材乾燥施設の整備促進</p> <p>・木材乾燥施設 62基（H15見込み）</p> <p>○ 住宅メーカー等大規模需要者のニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システムの構築、地域材での集材材、合板等の大規模需要者のニーズに対応した製品の供給</p> <p>・H16 全国5地域（見込み）</p> <p>○ 「農林水産省木材利用拡大行動計画」の展開</p> <p>・公共土木工事への使用 柵工 木製100%</p> <p>・農林水産省補助対象施設 木造率100% 等</p>	<p>○ 消費者に必要な情報をラベリングした流通システムの検討</p> <p>○ 森林認証（F S C、S G E C）の取得とといった民間ベースでの取組の進展</p> <p>・F S Cの取得件数 13件、S G E Cの取得件数 2件（H15現在）</p> <p>○ 調湿用・消臭用・水質浄化用など新用途木材の適正な使用方法等のとまりまとめ</p>
<p>④ 水質浄化や調湿等に利用する新用途木材等の普及・啓発、利用促進</p>	<p>○ 林地残材の効率的な収集・運搬に必要な機械の整備や木質バイオマスエネルギー利用施設の整備</p> <p>・木質資源利用ボイラー 324基（うち補助46基）</p> <p>・発電施設 27基（うち補助5基）</p> <p>・ペレット製造施設 10箇所（うち補助6箇所）</p> <p>・電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）に基づく木質バイオマス発電施設の認定（4箇所）</p>	<p>○ 地球温暖化対策推進大綱の目標（バイオマス発電34万kl、バイオマス熱利用67万kl）の達成に向けたさらなる利用拡大</p>
<p>⑤ 地域の特性に応じた木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備の推進</p>	<p>○ 国産針葉樹資源の合板分野への利用促進のための技術の開発</p> <p>・合板用丸太の国産材供給量 28万m3（H14実績）</p> <p>○ 民間企業に対する公募方式等による木材利用に関する技術開発</p> <p>・6課題の技術開発及びその成果の普及を実施（H14～15）</p>	<p>○ 基本計画の目標達成（合板用材の利用量） （H12 14万m3 → H22 110万m3）</p>
<p>⑥ 林産物の新たな利用技術、木質新素材等の開発、実用化</p>	<p>○ 民間企業に対する公募方式等による木材利用に関する技術開発</p> <p>・6課題の技術開発及びその成果の普及を実施（H14～15）</p>	<p>○ 基本計画の目標達成（合板用材の利用量） （H12 14万m3 → H22 110万m3）</p>

10カ年対策の内容	第1ステップにおける取組及び成果	今後の課題
<p>工 国民参加の森林づくり等の推進 国民的課題である森林吸収源対策に関する幅広い国民の理解と参画を促進するため、国、地方公共団体、事業者、NPO等の連携の下に、各地において植樹祭等のイベント等を通じた普及啓発、主体的かつ継続的な森林ボランティア活動、森林環境教育、森林の多様な利用等を推進する。</p> <p>① 国、地方公共団体、事業者、民間団体等が連携した地球温暖化防止の森林づくりへの支援意識の醸成</p> <p>② 多様な主体の参加と連携による森林整備・保全活動の推進</p> <p>③ 森林所有者との協定等に基づく国民の直接参加による森林づくりの推進、里山林等における保全と利用が一体となった活動の推進</p>	<p>第1ステップにおける取組及び成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 24道府県（のべ29回）において、森林吸収源10カ年対策の説明・意見交換等を実施（H15.3～H16.3） ○ 全国植樹祭・全国育樹祭等や地域における上下流連携による緑化活動への支援 ○ 国有林における「レクリエーションの森」の整備・活用を推進 ・「レクリエーションの森」1,254箇所 41万ha（H15.4） ○ 森林法改正（案）により、森林所有者等とNPO法人等が締結する新たな施策実施協定を創設し、多様な主体の参加による里山林等の整備を促進（H16） ○ 森林ボランティア指導者の育成、地域ネットワークの構築、活動フィールドの拡大等を推進 ・森林ボランティア団体数 277団体（H9）→ 1,165団体（H15） ・活動フィールドの整備 187箇所（H15年度現在） ・地域ネットワークの構築 5県において構築開始（H15年度） ○ 国有林分取林制度を活用した森林整備を推進 ・138件 633haを設定（H14末現在） ○ 地域住民、NPO等と連携した国有林の管理経営を推進 ・地域住民・NPO・森林管理局が生態系の保全・再生に共同で取り組む赤谷プロジェクトの発足（H15.11） ○ 森林ボランティア等自主的な森林づくり活動の場を提供する「ふれあいの森」の設定 ・「ふれあいの森」122箇所、4,322ha設定（H14年度末現在） ○ 文部科学省との連携による「森の子くらぶ活動」の受入体制の整備、学校の整備・活用等を推進 ・森の子くらぶ活動の参加者数 18万人（H12）→ 25万人（H14） ○ 学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」の設定の推進 ・「遊々の森」：65カ所、2,635ha設定（H15末現在） ○ 高校生が山村に滞在して森林整備・保全活動を行う「青年森林協力隊活動事業」を実施（H15） 	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化防止の森林づくりへの支援意識の醸成 ○ 国有林における地球温暖化防止のための森林づくりフィールドの提供 ○ 国民にとっても魅力あるフィールドとして「レクリエーションの森」の整備・活用の推進 ○ 地球温暖化防止に向けた森林づくり意識の醸成 ○ NPO、関係府省等と連携しつつ自然再生活動への積極的な対応が必要 ○ 森林ボランティア活動を促進するため、より効果的な支援の検討 ○ 環境教育推進法の制定を踏まえた森林環境教育の一層の推進 ・森の子くらぶ参加者数：目標36万人（H17）
<p>④ 森林環境教育、青少年等による作業体験等の推進</p>		

10カ年対策の内容	第1ステップにおける取組及び成果	今後の課題
<p>才 吸収量の報告・検証体制の強化 2007年に予定される吸収量の算定・報告体制にかかると、事務局の審査に向けて、関係諸国との情報交換にも努めつつ、必要な森林資源情報の収集システムの整備を進め、報告・検証体制を強化する。</p>	<p>○ H18までに森林経営によるCO2の吸収量の算定手法を開発するため、森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策に着手(H15)</p>	<p>○ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）、COPでの検討状況及び諸外国の取組状況を踏まえつつ、既存の国内制度と調和した森林経営によるCO2の算定・報告手法の確立 ・森林資源データの精度を明らかにするとともに、国による一元管理システムを構築 ・国土全域について、09年末の森林現況図を作成 ・森林生態系全体の二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素の吸収・排出機能を解明し、報告に必要な基礎データを整備 ・3条4項の森林経営として保安林制度を位置づけるための立証手法の開発・体制の整備</p>
<p>① 森林等情報の精度の検証・向上、データを全国ベースで一元管理できるシステムの構築等と併せて、森林全体の炭素吸収・固定機能等に関する研究等を推進し、我が国における森林の温室効果ガスの吸収・排出量の算定手法を開発</p>	<p>○ 森林資源モニタリング調査を継続的に実施 (H11から継続)</p>	<p>○ モニタリング調査と衛星データ等とを組み合わせた吸収量報告のための補完データの整備</p>
<p>② モニタリングの充実、活用</p>	<p>○ 「森林GIS等整備推進事業」等により、国有林及び都道府県への森林GISの導入を推進 (H14～18)</p>	<p>○ 森林経営地の位置情報管理手法を確立するとともに、GISが未整備の国有林及び府県において整備を促進</p>
<p>③ 森林GISの導入の推進</p>		